

諮問日：平成31年4月17日（平成31年度（最情）諮問第6号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第52号）

件名：最高裁判所において司法行政文書開示通知書を作成する際に決裁に関与する役職が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所において司法行政文書開示通知書を作成する場合，原局及び原課を除き，どの役職の人間が決裁に関与することになっているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成31年3月27日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

秘書課の所管する事務は多岐に渡ることから，その事務ごとに個別に決裁者を定めることは困難であり，本件開示申出文書を作成又は取得していない。

また，最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが，存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和元年8月23日 審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認したところ、最高裁判所における司法行政文書の開示に関する事務は、最高裁判所事務総局分課規程により、最高裁判所事務総局秘書課の所管事務とされていることが認められる。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、秘書課の所管する事務は多岐に渡ることから、その事務ごとに個別に決裁者を定めることは困難であるため、本件開示申出文書を作成し又は取得していないとのことであり、上記規程には司法行政文書の開示に関する事務のほか、秘書課の所管事務を複数定めていることに照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人